

## 湖北広域行政事務センター告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように湖北広域行政事務センターし尿処理手数料の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項およびセンター財務規則が準用する長浜市財務規則の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター  
管理者 松居 雅人

### 1. 委託した私人の住所名称

(1) 長浜市神照町743番地

株式会社ライフリリーフ 代表取締役 山路 エツ子

(2) 長浜市西上坂町233番地の4

橋本クリーン産業株式会社 代表取締役 橋本 和泰

(3) 長浜市湯次町155番地

株式会社テックアシスト 代表取締役 堀川 吉孝

(4) 米原市春照1937番地1

株式会社ハウステクノ関ヶ原 代表取締役 田中 和浩

(5) 長浜市木之本町木之本2100番地の1

有限会社伊香清掃センター 代表取締役 堀川 悠也

### 2. 委託事務の内容

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）第19条第1項の規定に基づくし尿処理手数料の徴収事務。

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 徴収の方法

「し尿くみ取り手数料請求書」、「し尿くみ取り手数料領収書」および「納付書」による。

※ 納付書による徴収は仮設トイレに限る。